

# 令和6年度 市民税・都民税 申告の手引き

調布市

郵送での提出にご協力ください。

## 《郵送での提出》

- 申告書に必要な事項を記入し、所得や控除を証明できる書類とあわせてご郵送ください。
  - 受付書を返送希望の方は、返信用封筒（宛先を記載・所要額の切手を貼付）を同封してください。
  - 添付書類は原則返却しないため、原本が必要な方はコピーを送付してください。
- なお、市ホームページで申告書の作成ができますので、ご利用ください。

日頃から市民税・都民税の申告にご協力をいただき、お礼申し上げます。

この申告書は、令和6年1月1日現在、調布市に住所のある方のうち、**前年度の申告書を提出された方等へ送付**しています。

なお、この申告書は、課税の資料となるほかに市民税・都民税の課税（非課税）証明書等の発行のための資料になりますので、下記の申告期限までに申告してください。

## 申告していただく方（収入のなかった方も申告は必要です。）

### 1 令和6年1月1日現在、調布市に居住する方（次のア～エの方を除きます）

- ア 税務署に令和5年分の所得税の確定申告書を提出される方
- イ 収入が給与のみで、勤務先から調布市に給与支払報告書が提出されている方
- ウ 収入が公的年金のみの方
  - ※ 源泉徴収票に含まれていない社会保険料控除、医療費控除等を受ける方は申告が必要です。
- エ 調布市に居住している方の扶養親族として、その方の源泉徴収票や申告書に記載されている方
  - ※ 被扶養者の非課税証明書の合計所得欄は空欄です。0円の表記が必要な方は、申告が必要です。

### 2 調布市に居住していない方で令和6年1月1日現在、調布市に事務所・事業所または家屋敷（自己の所有は問わず）がある方

- ※ 市内居住の配偶者が、その家屋敷について申告する場合、市外居住者本人の申告は不要です。

## 申告期間・申告受付場所

申告期間	申告受付場所
2月16日(金)～3月15日(金)（土・日・祝日を除く）午前9時～午後4時	調布市役所2階 市民ロビー
《休日受付》2月25日(日) 午前9時～午後1時	調布市役所2階 市民ロビー

## 申告の際に必要なもの（収入、控除の書類は令和5年中のもの）

同封の申告書・個人番号（マイナンバー）カード（または通知カードと運転免許証などの身分証明書）のほか、次の表内で該当する項目をご確認ください。

	項目	必要なもの				
収入	給与・公的年金等の収入	源泉徴収票、給与明細書など				
	その他の収入	収入金額や必要経費が分かる帳簿や領収書など				
控除	社会保険料控除	控除証明書または領収書など				
	生命保険料控除・地震保険料控除	控除証明書				
	医療費控除 セルフメディケーション税制（併用不可）	明細書（医療を受けた人ごと、病院や薬局ごとに医療費の支払額をご自分で集計したもの）を添付、または裏面に記入。領収書の添付（提示）では申告できません。				
	障害者控除	障害者手帳またはそれを証明できるもの				
	配偶者控除・扶養控除	対象の親族が国外に居住の場合	必要な書類（○があるものが必要）			
			親族関係書類	送金関係書類	その他の必要書類	翻訳文
		29歳以下または70歳以上	○	○	-	左記の書類が外国語で書かれている場合は日本語訳
			30歳以上70歳未満	留学により国内に住所及び居所を有しなくなった方	○	
	障害のある方	○		○	○ 診断書や障害者手帳等の提出を求める場合があります	
	納税義務者からその年において生活費または教育費に充てるための支払を38万円以上受けている方	○	○	○	-	
配偶者	○	○	○	-		
寄附金税額控除	寄附した団体などから交付された寄附金の受領証など					
その他控除	その控除に該当することを証明する書類					

申告の受付にあたり、来庁された方の身元確認のため、マイナンバーカード等の身分証明書を拝見させていただきますことがありますのでご協力をお願いします。

## 課税される収入がなかった方の記入欄

- 課税される収入がなかった方は、申告書表面の①の□に✓をして、申告書裏面「⑥収入のない期間があった方の記入欄」の該当する箇所に記入してください。

⑥収入のない期間があった方の記入欄

令和5年中の生活状況について、次の該当する番号に○印、□に✓をして必要な事項を記入してください。

1. 以下の方の扶養を受けていた。

配偶者	氏名	調布市で同居	<input type="checkbox"/> 同居	生年月日	明・大・昭・平
	住所	市外在住(国外含む)	住所	電話番号	( ) -

※市内に家屋敷がある配偶者に対しては、均等割（年税額4,000円）が課税されます。（地方税法294条第1項第2号）

- 調布市内で、令和6年1月1日現在居住している住居について
- 配偶者の単独名義（賃貸・社宅含む）
- その他（名義は）

● 配偶者の地区市町村での令和6年度個人住民税の課税状況について  
非課税の方は右記の□に✓をつけてください。(国外はチェック不要) □非課税

下記に該当する場合は、市外に住む配偶者に均等割（年税額4,000円）が課税されます。（地方税法第294条第1項第2号）

(1) 配偶者が市外に住んでいる

(2) 配偶者の単独名義で所有または賃貸等契約する家屋敷（アパート・マンション・社宅を含む）が調布市にあり、家族が居住している

(3) 配偶者が他市区町村において令和6年度個人住民税が課税されている（海外居住者含む）

2. その他（上記1以外の方は下記の該当する番号に○印をしてください。）

① 遺族年金      ② 障害年金      ③ 生活保護      ④ 休業中      ⑤ 預貯金

⑥ その他（昨年の生活状況を記入してください。）

## 事業税に関する事項

市民税・都民税の申告書を提出した方は、事業税の申告書が提出されたものとみなされます。事業税のある方で次の事項に該当する場合は、市民税・都民税の申告書裏面「⑩事業税に関する事項」欄に記入してください。

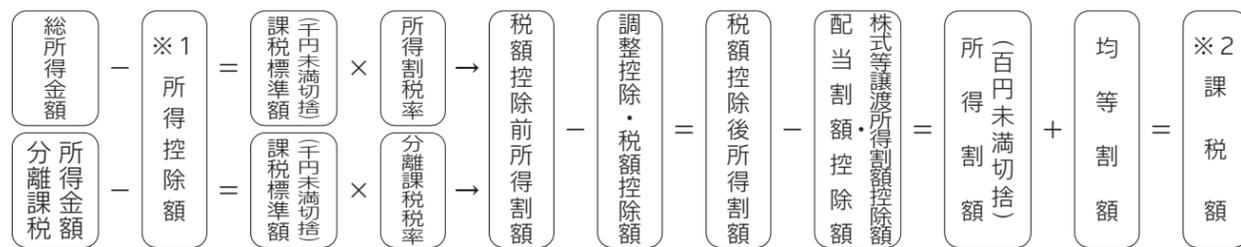
- ・非課税所得・旧非課税…………… 医師等の社会保険診療等から生ずる所得等の課税されない所得や新聞業、新聞事業の所得など
- ・損益通算の特例適用前の…………… 不動産所得の赤字の金額のうち、土地等を取得するために要した負債の利子の額に相当する部分の金額についても損益通算の対象になりますので、損益通算の特例を適用しないで計算した場合の不動産所得の金額を記入してください。
- ・事業用資産の譲渡損失…………… 事業税で控除できる事業用資産の譲渡損失や被災事業用資産の損失がある場合
- ・前年中の開（廃）業…………… 前年中に新しく事業を開始または廃止した場合

## 個人番号（マイナンバー）の確認

- 個人番号を記載した申告書を提出する場合は、次の書類をご用意ください。郵送で提出する場合は、写しをお送りください。

本人が申告書を作成する場合は、次の1、2いずれかの書類（本人が作成した申告書を家族が提出する場合は、写しをお持ちください）	代理人が申告書を作成する場合は、次の1～3すべての書類
1 個人番号カード	1 代理権確認（右のいずれか） （任意代理人の場合）委任状 （法定代理人の場合）戸籍謄本 代理人の身元確認 代理人の身分証明書※2
2 通知カードと身分証明書※1	2 ※2 身分証明書の例 運転免許証、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード等
※1 身分証明書の例 運転免許証、旅券（パスポート）、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、健康保険証等	3 本人の番号確認 本人の個人番号カードまたは通知カードの写し

## 市民税・都民税の計算方法



- ※1 所得控除額は、総所得金額から優先的に控除します。
- ※2 令和6年度から市民税・都民税の課税額に合わせて国税の森林環境税（年額1,000円）が賦課徴収されます。

## 市民税・都民税の所得割税率・均等割額

	所得割税率	均等割額
市民税	6%	3,000円
都民税	4%	1,000円

※ 分離課税の申告方法、税率などについては、市民税課までお問い合わせください。また、この手引きは一般的なことからについて説明しています。お分かりにならない点がありましたらお気軽にお問い合わせください。

(注) 本手引きは令和5年12月1日時点の情報で作成しています。  
12月2日以降に改正等があった場合には別途ご案内します。

申告についてのお問い合わせ及び郵送先

## 調布市 市民税課 市民税係

〒182-8511 調布市小島町2-35-1 ☎042-481-7193～7197

# 申告書の書き方 (令和5年1月1日から令和5年12月31日までの内容)

## ① 住所・氏名等

令和6年1月1日現在の住所、氏名などを記入してください。

- ・「現住所」：1月1日の住所と同様であれば記入不要です。
- ・「代理申告者」：代理の方が申告される場合のみ記入してください。

## ② 所得金額

- 営業** 卸売業、小売業、製造業、サービス業など事業の経営による所得のほか、作家、外交員、大工、俳優などの職業による所得
- 農業** 農作物の生産、果樹栽培、家畜の飼育などによる所得
- ・収入：昨年中に収入が確定した金額（売掛金、現物収入などを含む）を記入してください。
  - ・経費：収入を得るために要した経費（商品の原価、公租公課（所得税、市民税・都民税などは除く）、雇人費、地代、修繕費など）を記入してください。
  - ・裏面の「⑧事業・不動産・雑所得（公的年金等以外）に関する事項」に内訳もあわせて記入してください。

- 不動産** 貸家、貸間、貸アパート、貸地などによる所得
- ・収入：昨年中に収入が確定した金額（未収家賃などを含む）を記入してください。
  - ・経費：収入を得るために要した経費（修繕費、損害保険料など）を記入してください。
  - ・裏面の「⑧事業・不動産・雑所得（公的年金等以外）に関する事項」に内訳もあわせて記入してください。

**利子** 公社債や預貯金の利子、公社債投資信託や貸付信託などの分配による所得（源泉分離課税分は除く）

- 配当** 株式会社または出資の配当、剰余金の分配、基金利息や投資信託（公社債投資信託などを除く）などの収益の分配による所得
- ・収入：総合課税分として申告する配当収入を記入してください。
  - ・経費：株式の購入、出資のために借り入れた借入金の利子を記入してください。
  - ・配当割額控除額：申告する配当から源泉徴収された住民税がある場合は、㊦の「配当割額控除額」に記入してください。
- ※ 分離課税で申告する場合は、申告用紙が別になりますので、お問い合わせください。
  - ※ **上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一について**  
令和6年度（令和5年分）以降、上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等について、所得税と住民税の課税方式を一致させることとなり、異なる課税方式を選択できなくなりました。

- 給与** 俸給、給料、賃金、賞などによる所得
- ・収入：昨年中に収入が確定した金額で、源泉徴収前の金額を記入してください。
  - ・源泉徴収票または給与明細書が無い方は裏面の「㊦給与収入の内訳」を記入してください。

給与所得の計算		給与所得の計算	
収入金額(a)	所得金額	収入金額(a)	所得金額
551,000円未満	0円	◎ 1,628,000円以上	(a)×60%+100,000円
551,000円以上 1,619,000円未満	(a)−550,000円	◎ 1,800,000円未満	(a)×70%−80,000円
1,619,000円以上 1,620,000円未満	1,069,000円	◎ 3,600,000円未満	(a)×80%−440,000円
1,620,000円以上 1,622,000円未満	1,070,000円	◎ 6,600,000円未満	(a)×90%−1,100,000円
1,622,000円以上 1,624,000円未満	1,072,000円	◎ 8,500,000円未満	(a)−1,950,000円
1,624,000円以上 1,628,000円未満	1,074,000円	◎ 8,500,000円以上	(a)−1,950,000円

- 雑（公的年金等）** 年金、恩給などの所得（遺族・障害年金は除く）
- ・収入：昨年中に支給された金額で、源泉徴収前の金額を記入してください。

年齢区分	公的年金等の収入金額の合計額(b)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上 昭和34年 1月1日 以前生	3,300,000円未満	(b)−1,100,000円	(b)−1,000,000円	(b)−900,000円
	3,300,000円以上4,100,000円未満	(b)×75%−275,000円	(b)×75%−175,000円	(b)×75%−75,000円
	4,100,000円以上7,700,000円未満	(b)×85%−685,000円	(b)×85%−585,000円	(b)×85%−485,000円
	7,700,000円以上10,000,000円未満	(b)×95%−1,455,000円	(b)×95%−1,355,000円	(b)×95%−1,255,000円
65歳未満 昭和34年 1月2日 以後生	1,300,000円未満	(b)−600,000円	(b)−500,000円	(b)−400,000円
	1,300,000円以上4,100,000円未満	(b)×75%−275,000円	(b)×75%−175,000円	(b)×75%−75,000円
	4,100,000円以上7,700,000円未満	(b)×85%−685,000円	(b)×85%−585,000円	(b)×85%−485,000円
	7,700,000円以上10,000,000円未満	(b)×95%−1,455,000円	(b)×95%−1,355,000円	(b)×95%−1,255,000円
10,000,000円以上	(b)−1,955,000円	(b)−1,855,000円	(b)−1,755,000円	

- ※所得金額の小数点以下は切り捨て
- 雑（業務）** 原稿料、講演料またはネットオークションなどを利用した個人取引もしくは食料品の配達などの副収入による所得
- ・収入：昨年中に収入が確定した金額（未収金を含む）を記入してください。
  - ・経費：収入を得るために要した費用を記入してください。
- 雑（その他）** 他の所得に該当しない生命保険個人年金などの所得
- ・収入：昨年中に収入が確定した金額（未収金を含む）を記入してください。
  - ・経費：収入を得るために要した費用を記入してください。

- 総合譲渡** 自動車や機械器具などの資産の譲渡による所得
- ※ 譲渡した資産の保有期間が5年以内のもの：「短期」、5年を超えるもの：「長期」
  - 一 時 賞金、懸賞当せん金、競馬の払戻金、生命保険金などの一時的な所得
  - ・裏面の「㊦総合譲渡・一時所得」に内訳を記入してください。
  - ・収入：昨年中に収入が確定した金額（未収金を含む）を記入してください。
  - ・経費：総合譲渡：譲渡した資産の取得費や譲渡に要した経費を記入してください。  
一時所得：収入を得るために要した経費を記入してください。
  - ・特別控除額：50万円（差引金額が50万円未満の場合はその金額）を記入してください。

調布市長宛 令和6年度 市民税・都民税申告書 (令和5年中の収入・控除)

住所	氏名
氏名	氏名
宛名番号	氏名
申告書番号	氏名

① 収入のなかった方  ←左記の□に✓をして、詳細を裏面㊦にご記入ください。

区分	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額	所得金額
事業等				
農業				
不動産				
利子				
配当				
給与収入				
雑所得				
公的年金等				
雑所得				
その他				
合計				

② 所得控除 (医療保険料・寄附金などの控除を受ける場合は、令和5年中に支払った保険料、寄附金などを添付してください)

雑損	医療費	社会保険料	小規模企業共済等掛金	生命保険料	地震保険料
----	-----	-------	------------	-------	-------

③ 申告者本人欄

氏名	生年月日	居住区	職業
配偶者	生年月日	居住区	職業
扶養親族	生年月日	居住区	職業

④ 所得金額調整控除に関する事項

所得金額調整控除	控除額
----------	-----

## ① 所得控除

- 雑損** あなたや生計を一にする親族が、災害・盗難などにより住宅・家財・現金などに損害を受けた場合の控除
- ・控除額：（損失額－保険金等による補てん額）－（総所得金額等×10%）または（災害関連支出の金額－5万円）のうちいずれか高い金額

- 医療費** あなたや生計を一にする親族のために支払った医療費がある場合の控除
- ・控除額：（医療費の額－保険金等による補てん額）－（10万円または総所得金額等の5%のうちいずれか低い金額）（限度額200万円）

- セルフメディケーション税制** 健康の保持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行っている方が、あなたや生計を一にする親族のために特定一般用医薬品等を購入した場合の控除
- ・控除額：（特定一般用医薬品等購入費－保険金等による補てん額）－12,000円（限度額88,000円）
  - ※ 両方の適用はできません。セルフメディケーション税制の場合は、赤枠内に○をしてください。

- 社会保険料** あなたや生計を一にする親族の社会保険料（国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金、厚生年金、雇用保険など）を支払った場合の控除
- ・控除額：支払った額（※ 生計を一にする親族が受け取る公的年金等から直接差し引かれている社会保険料はあなたの控除の対象にはなりません。）

- 小規模企業共済等掛金** 小規模企業共済制度に基づく掛金、地方公共団体の心身障害者扶養共済に基づく掛金、確定拠出年金の掛金などを支払った場合の控除
- ・控除額：支払った額

- 生命保険料** あなたや親族が受取人の一般生命、介護医療、個人年金の保険料を支払った場合の控除
- ・控除額ではなく、支払額を該当欄にそのまま記入してください。

《平成23年12月31日までの契約締結分》		《平成24年1月1日以降の契約締結分》	
「旧生命」「旧個人年金」それぞれに適用	控除額	「新生命」「介護医療」「新個人年金」それぞれに適用	控除額
15,000円以下	控除額	12,000円以下	控除額
15,000円超 40,000円以下	保険料×1/2+7,500円	12,000円超 32,000円以下	保険料×1/2+6,000円
40,000円超 70,000円以下	保険料×1/4+17,500円	32,000円超 56,000円以下	保険料×1/4+14,000円
70,000円超	35,000円	56,000円超	28,000円

※ 新生命保険料と旧生命保険料の両方を支払った場合、適用限度額は28,000円。旧生命保険料のみで控除額が28,000円を超える場合は、その額を適用（個人年金保険料も同様）。

※ 生命保険料控除の上限は、生命保険（新・旧）、介護医療保険、個人年金保険（新・旧）すべて合わせて70,000円。

- 地震保険料** あなたや生計を一にする親族が所有する住宅・家財などに対して、地震保険料や旧長期損害保険料を支払った場合の控除
- ・控除額ではなく、支払額を該当欄にそのまま記入してください。

《控除額》		地震保険分		旧長期損害保険分	
保険料	控除額	保険料	控除額	保険料	控除額
50,000円以下	保険料×1/2	5,000円以下	控除額	5,000円以下	控除額
50,000円超	25,000円	5,000円超 15,000円以下	控除額	15,000円以下	控除額
		15,000円超	控除額	15,000円超	10,000円

- ※ 旧長期損害保険：平成18年12月31日までに契約した長期損害保険（保険期間が10年以上で満期返戻金のあるもの）
- ※ 地震保険と旧長期損害保険の両方がある場合、控除額の上限は25,000円。（同一契約の場合はどちらか一方を選択）

## ② 所得控除（配偶者控除、扶養控除など）

- 配偶者控除** 令和5年12月31日現在（年途中で死亡した人は、その死亡の日現在）で生計を一に
- 配偶者特別控除** する配偶者や親族（事業専従者を除く）で合計所得金額48万円以下の場合の控除。配偶者
- 扶養控除** 者で48万円超133万円以下の場合には、配偶者特別控除が適用。
- ・「同居」「別居」に○をつけ別居の際は、「\*別世帯の方の住所」を記入してください。
  - ・別居先が国外の場合、本手引き1ページ目「申告の際に必要なもの」に記載の書類を添付してください。
  - ・配偶者または扶養親族が障害者である場合は、手帳等の種類、等級を記入してください。
  - ・配偶者特別控除の適用を受ける場合は、配偶者の「給与収入」「年金収入」「合計所得」欄もあわせて記入してください。

控除の区分	合計所得金額	納税義務者			
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
配偶者控除	48万円以下	33万円	22万円	11万円	
老人配偶者控除		38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除	配偶者	48万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
		100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
		105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
		110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
		115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
		120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
		125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
		130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円
	133万円超	適用無し			

- ※ 合計所得金額が1,000万円を超える方は配偶者控除の適用は無くなり、同一生計配偶者となります。所得控除はありませんが、障害者控除の対象などには含まれます。
- ※ 合計所得金額が1,000万円を超える方は配偶者特別控除の適用はありません。
- ※ 老人配偶者控除は、70歳以上（～S29.1.1生）の配偶者を有する方が対象です。

《扶養控除の控除額》		控除の区分	控除額
一般扶養	年齢16歳～18歳（H17.1.2～H20.1.1生）・23歳～69歳の方（S29.1.2～H13.1.1生）		33万円
特定扶養	年齢19歳～22歳の方（H13.1.2～H17.1.1生）		45万円
老人扶養	年齢70歳以上の方（～S29.1.1生）		38万円
同居老親扶養	老人扶養のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、どちらかと同居している方		45万円

※ 16歳未満の方は扶養控除の対象にはなりませんが、非課税限度額の算定に用いるため、ご記入ください。

## ③ 所得控除（障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除）

- 障害者** あなたが障害者である場合の控除
- ・本人が障害者である場合に、手帳等の種類、等級を記入してください。（扶養親族は㊦を参照）

《控除額》		控除の区分	控除額
特別障害者	身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度、精神保健福祉手帳1級の方など		30万円
同居特別障害者	特別障害者のうち、あなたや配偶者もしくは生計を一にする親族と同居している方		53万円
普通障害者	特別障害者以外の障害者		26万円

- 寡婦** ひとり親に該当しない方のうち、次の1か2のどちらかに該当する方（26万円控除）
- 1 夫と離婚した後婚姻していない方で、次の（1）～（3）の全てに該当する方
  - （1）扶養者がいる
  - （2）合計所得金額が500万円以下である
  - （3）事実上の夫がいない ※住民票の続柄に夫（未届）と記載のある方は適用されません。
- 2 夫と死別した後婚姻していない方又は夫の生死が不明な方で、1の（2）と（3）に該当する方
- ひとり親** 次の（1）～（3）全てに該当する方（30万円控除）
- （1）配偶者がいない方若しくは配偶者の生死が不明な方で、生計を一にする子（他の人の扶養親族ではなく、かつ、総所得金額等が48万円以下）を有する
  - （2）合計所得金額が500万円以下である
  - （3）事実上の配偶者がいない ※住民票の続柄に夫（未届）、妻（未届）と記載のある方は適用されません。

- 勤労学生** 大学などの学生で、①自己の勤労に基づく給与所得等があり、②合計所得金額75万円以下で、③合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が10万円以下の場合の控除
- ・前年12月31日時点の学校名、学年を記入してください。
  - ・控除額：26万円

- 所得金額調整控除** 前年の給与収入が850万円超で以下に該当する場合の控除
- 該当する場合は、対象者のうち1名について記入してください。
- ・23歳未満の扶養親族を有する。
  - ・あなたが特別障害者である。
  - ・特別障害者である同一生計配偶者・扶養親族を有する。
  - ・控除額：総所得金額計算時に次の額を給与所得から控除（給与収入金額－850万円）×10%
- ※給与収入金額が1,000万円超の場合は、1,000万円として計算。
- なお、給与所得と年金所得の双方を有する方の所得金額調整控除については、申告書への記載は不要です。

## ④ その他

- 寄附金に関する事項**
- 寄附金の合計額が2,000円を超える場合には、該当する各項目に実際に寄附した金額を記入してください。
- 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額**
- 配当所得や株式譲渡所得を申告する方で、源泉徴収された住民税がある場合は記入してください。
- 徴収希望**
- 給与所得者で給与・年金以外の所得にかかる住民税の納付方法について、希望する方法に○をしてください。